

# 広告関連業務契約約款（デイリーポータルZ）

## 第1章 総則

### 第1条（約款の目的）

広告関連業務契約約款（以下「本約款」といいます）は、イツツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が取り扱う広告関連業務について諸条件を定めることを目的とします。

### 第2条（用語の定義）

- 「広告業務」とは、当社の提供する「デイリーポータルZ」（URLは <https://dailyportalz.jp/> 以下「デイリーポータルZ」といいます）及びこれに関連するウェブサイトにおけるPR掲載記事、バナーの作成及び掲載に関する業務及びこれらに付随する業務をいいます。
- 「申込者」とは、当社の広告業務を申し込む法人または個人をいいます。なお、申込者には、申込者の委託を受け申込者の代わりに当社の広告業務を申し込む広告代理店を含みます。

## 第2章 広告業務契約

### 第3条（契約の成立）

- 申込者は、本約款の内容に承諾した上で、申し込みを行うこととします。申込者は、広告業務を申し込む際、当社指定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載の上、当社に申込書を発行（電子メールによる発行を含みます）するものとします。
- 契約の成立は、前項に基づく申込者からの申し込みに対して、当社が承諾したときに広告関連業務契約が成立するものとします。
- バナー広告申し込みの際はこの限りではなく、申し込みフォームに必要事項を記載の上、送信するものとし、当社より承諾のメール（以下「承諾メール」といいます）の返信があったときに広告関連業務契約が成立するものとします。

### 第4条（契約の変更）

- 当社および申込者は、必要があると認められる場合、相手方と協議のうえ、申込書の再提出、もしくは申し込みフォームの再送信により契約の変更ができるものとします。
- 前項に基づく変更により委託業務履行の対価を変更する必要がある場合は、当該変更について両方で協議を行うものとします。

### 第5条（契約の解除・損害賠償）

当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当した場合、申込者への催告その他何らの手続を要することなく、当社と申込者の間で成立した契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または解除することができるものとする。この場合、当社は、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- （1）申込者が本約款に違反した場合
- （2）支払いを停止し、または自ら振り出し、裏書、もしくは引き受けた手形が不渡りとなった場合
- （3）差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受けた場合
- （4）破産、競売、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てがあった場合

- (5) 営業の廃止、もしくは重大な変更、または解散の決議をした場合
- (6) その他財産状況が悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由がある場合

### 第3章 広告業務に関する細則

#### 第6条（成果物の納入及び引渡しに関する細則）

1. 業務の履行に関連して、当社から申込者に納入物（以下「成果物」という。）がある場合、当社は、申込書もしくは承諾メールに定める納期および納入場所に当該成果物を申込者に納入するものとします。
2. 当社は、天災地変等当社の責めに帰すことができない事由により納期までに成果物を納入することができない場合、事前に申込者に対して、その理由、納期予定日等を書面により申込者に申し出るとものとします。
3. 申込者は、前二項に基づく成果物の納入後、3営業日以内に成果物の受入検査を行い、当社に当該検査の結果を報告するものとします。
4. 当社は、前項の検査に合格しない場合は、直ちに無償でこれを補修または交換し、申込者に再納入するものとします。再納入後の成果物の検査については、前項の規定を準用するものとします。
5. 成果物の当社から申込者への引渡しは、第3項に定める検査合格の意思表示として申込者が受領書の発行を行った時点（以下「検査完了」という）で、完了するものとします。  
なお、第3項に定める期間内に申込者から当社に何らの意思表示もなされない場合は、当該期間の満了日をもって成果物は当該検査に合格したものとします。

#### 第7条（掲載に関する細則）

当社は、前条に基づく申込者の検査に合格した場合、DPZ タイアップ広告又はその他のタイアップ広告を、デイリーポータルZ又は指定ウェブサイトに掲載するものとします。掲載場所、レイアウトその他の掲載態様については、当社の裁量で決定できるものとします。バナー広告に関しては承諾メールで決定のとおり掲載するものとします。

#### 第8条（権利帰属に関する細則）

1. 成果物の著作権は、当社又は成果物内で自己の著作物を使用することを当社に許諾した第三者に帰属するものとします。ただし、申込者、当該成果物に関する広告主、広告代理店、メディアレップ等（以下、併せて「当該関係者」といいます）が従前から保有していた著作物の著作権は、当該関係者に留保されるものとします。
2. 申込者が成果物の二次利用を希望する場合、申込者は当社までその旨を申し出るものとし、申込者当社間で別途協議の上、成果物の二次利用を許諾する場合の条件（許諾の対価、利用期間、改変の可否等）、二次利用の可否について決定するものとします。
3. 成果物の二次利用は、申込者の運営するウェブサイトへの掲載に限るものとします。
4. 申込者は、タイアップ広告の二次利用前に、必ず当社のクリエイティブチェックを受けるものとします。

#### 第9条（第三者の権利侵害に関する細則）

1. 申込者は、当社に対して提供した資料等が、第三者の著作権・商標権等の知的財産権、名誉・

信用・プライバシー等の人格的権利及び契約上の権利その他のいかなる権利をも侵害しないこと並びに虚偽の事実の記載及び改ざんがないことを当社に対して保証するものとします。

2. 当社は、個別契約に基づき自己が作成した成果物が、第三者の著作権・商標権等の知的財産権、名誉・信用・プライバシー等の人格的権利及び契約上の権利その他のいかなる権利をも侵害しないことを申込者に対して保証するものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、成果物が第三者の権利を侵害するものとして、または成果物の内容が差別的、反社会的、反教育的であるとして、申込者または当社に対して何らかの請求、異議申立てがなされ、もしくは訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、両者は協力の上で問題を解決するものとします。

#### 第4章 支払い

##### 第10条（広告業務料）

広告業務料は、申込書もしくは承諾メールに明記します。

##### 第11条（広告業務料の支払い）

1. 広告業務料（消費税および地方消費税を含む）を申込書記載の掲載期間終了月末日を締め切りとし、申込者は、翌々月末日までに（末日が金融機関の休業日の場合は、その前営業日までに）当社が指定する銀行口座に振込むものとします。なお、振り込み手数料は申込者の負担とします。
2. バナー広告のうち15万円以内のものについてはPayPal決済を用いた事前入金を依頼いたします。

##### 第12条（遅延損害金）

1. 申込者が前条に定める支払いを遅滞した場合、当社は広告関連業務および遅滞のあった時点で成立している他の広告関連業務契約に基づく広告業務の全てを申込者による支払いがなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告業務がなされないことについて、当社に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。
2. 申込者は、前条に定める支払いを行わない場合、当社に対し、支払い期限の翌日から実際の支払い完了日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第5章 雑則

##### 第13条（権利の譲渡）

申込者は、広告関連業務に基づく権利を第三者に譲渡することはできません。

##### 第14条（守秘義務）

申込者は、広告業務の申し込みより知り得た当社の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩してはならないものとします。また、当社は、広告業務の履行に際し知り得た申込者の業務上の秘密を第三者に漏洩しません。

##### 第15条（個人情報）

1. 当社は申込者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」等に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 申込者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

#### 第16条（反社会的勢力との取引根絶）

1. 申込者は、申込者、申込者の親会社、子会社、および関連会社ならびにそれらの代理人、代表者、従業員等（以下あわせて「申込者等」）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - （1）暴力団
  - （2）暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - （3）暴力団準構成員
  - （4）暴力団関係企業
  - （5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - （6）前各号の共生者
  - （7）その他前各号に準ずる者
2. 申込者は、申込者等が自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、次の各号のいずれかの事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社もしくは第三者の信用を棄損し、またはその業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為

#### 第17条（合意管轄）

広告関連業務契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（協議）

本契約に定めのない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度当社および申込者にて協議し、円満に対処、解決するものとします。

#### 第19条（準拠法）

広告業務関連契約の成立、効力、履行および解釈については、日本法に準拠します。

#### 第20条（約款の変更）

当社はいつでも本約款の各条項を変更することができるものとし、申込者は、都度、当該時点で有効な本約款を確認し、承諾するものとします。なお、申込者が当該変更後も引き続き広告関連業務契約を継続する場合、既に成立している広告関連業務契約についても変更後の本約款の各条項が適用されるものとします。

この約款は、2018年3月31日から施行します。

この約款は、2019年8月7日から改訂施行します。